

※この法令は廃止されています。

大正六年法律第十五号

農業倉庫業法

第一条 本法ニ於テ農業倉庫業者トハ左ノ各号ノ一二該當スル者ヲ謂フ

一 農業ヲ営ム者力其ノ生産シタル穀物、繭其ノ他勅令ヲ以テ指定スル物品ヲ所有スル場合、土地三付権利ヲ有スル者ガ小作料トシテ受ケタル穀物其ノ他勅令ヲ以テ指定スル物品ヲ所有スル場合又ハ木炭ノ生産ヲ為ス者ガ其ノ生産シタル木炭ヲ所有スル場合ニ於テ其ノ者ノ為ニ本法ニ依リ之ヲ倉庫ニ保管スル者

二 農業協同組合、農業協同組合連合会、販売組合又ハ販売組合連合会カ壳却スル繭ヲ其ノ者ノ為ニ本法ニ依リ倉庫ニ保管スル者

前項ニ規定スル寄託物ニ付所有權ノ移転アリタルトキト雖農業倉庫業者ハ其ノ寄託物ノ保管期間内三限リ之ヲ保管スルコトヲ得

農業倉庫業者ハ前二項ノ規定ニ依ル保管ニ支障ナキ場合ニ限り業務規程ノ定ムル所ニ依リ前二項ノ規定ニ依ラス物品ノ保管ヲ為スコトヲ得

第二条 農業倉庫業者ハ業務規程ノ定ムル所ニ依リ前条ノ事業ノ外左ノ事業ヲ為スコトヲ得

一 受寄物ノ調製、改装又ハ荷造ヲ為スコト

二 受寄物ノ運送又ハ販売ノ仲立ヲ為スコト

三 受寄物ノ運送又ハ販売ノ取次ヲ為スコト

四 自己ノ作成シタル農業倉庫証券ヲ担保トシテ貸付ヲ為スコト

五 受寄物ヲ連合農業倉庫業者ニ寄託シタル場合ニ於テ其ノ物品ノ連合農業倉庫証券ヲ担保トシテ貸付ヲ為スコト

六 他ノ農業倉庫業者力担保トシテ取リタル農業倉庫証券ヲ担保トシテ貸付ヲ為スコト

第三条 農業倉庫業者ハ當利ヲ目的トシテ其ノ事業ヲ為スコトヲ得ス

第四条 農業協同組合、産業組合、農業ノ発達ヲ目的トスル一般社団法人並市町村及ニ三準スヘキモノノ非サレハ第一條第一項第一号ノ農業倉庫業者タルコトヲ得ス

第五条 農業倉庫業者タル農業協同組合若ハ農業協同組合連合会又ハ産業組合若ハ産業組合連合会ハ農業協同組合法又ハ産業組合法ニ規定スルモノノ外第一条及第二条ニ規定スル事業ヲ目的ト為スコトヲ得

前項農業協同組合若ハ農業協同組合連合会又ハ産業組合若ハ産業組合連合会ハ会員又ハ組合員、所属組合若ハ所属連合会ニ非サル者ノ為ニ之ヲ為スコトヲ得但シ第二条第四号乃至第六号ノ事業ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第六条 農業倉庫業者タル一般社団法人又ハ一般財團法人ハ第二条第四号乃至第六号ノ事業ヲ為スコトヲ得ス

第七条 農業倉庫業者タラムトスル者ハ業務規程ヲ具シ行政官庁ノ認可ヲ受クヘン

第八条 農業倉庫業者ハ業務規程ノ定ムル所ニ依リ種類及品位ノ同一ナル寄託物ヲ混合シテ保管スルコトヲ得ス

第九条 混合保管ノ場合ニ於テハ農業倉庫業者ハ農業倉庫証券ニ其ノ旨ヲ記載スルコトヲ要ス

第十条 寄託物ノ保管期間ハ寄託ノ日ヨリ六月以内トス

第一条第一項ニ規定スル寄託物ニ付テハ保管期間ヲ更新スルコトヲ得但シ寄託者ハ更新ノ際第一条第一項ニ掲クル者タルコトヲ要シ其ノ期間ハ六月ヲ超ユルコトヲ得ス

第一条第三項ニ規定スル寄託物ニ付テハ同条第一項及第二項ノ規定ニ依ル保管ニ支障ナキ場合ニ限り保管期間ヲ更新スルコトヲ得其ノ期間ハ前項但書ニ同シ

第二十条 商法第二編第五章乃至第七章、第六百十六条乃至第六百十九条及第六百二十四条乃至第六百二十六条ノ規定ハ本法ニ別段ノ段ノ定アル場合ヲ除クノ外農業倉庫業者ニ之ヲ準用ス

第二十一条 商法第六百十七条ノ規定ハ受寄物ノ調製、改装又ハ荷造ニ關シ農業倉庫業者ニ之ヲ準用ス

第二十二条 農業倉庫業者業務規程ヲ変更セムトスルトキハ行政官庁ノ認可ヲ受クヘシ

第二十三条 農業倉庫業者業務規程ヲ變更セムトスル場合ニ於テ其ノ受寄物ノ保管期間ヲ更新スルコトヲ得ス

第二十四条 削除 行政官庁公益上必要ト認ムルトキハ農業倉庫業者ニ対シ其ノ指定スル穀物又ハ繭ノ寄託ヲ受ケ、受寄物ノ検査其ノ他ノ行為ヲ為スヘキコトヲ命スルコトヲ得

第二十五条 第十九条 本法ニ於テ連合農業倉庫業者トハ農業倉庫業者力第一條第一項及第二項ノ規定ニ依リ寄託ヲ受ケタル物品ヲ本法ニ依リ倉庫ニ保管スル者ヲ謂フ

第二十六条 第十九条 連合農業倉庫業者ハ他ノ連合農業倉庫業者力前項ノ規定ニ依リ寄託ヲ受ケタル物品又ハ農業協同組合連合会、販売組合若ハ販売組合連合会ガ壳却スル穀物、繭、木炭其ノ他勅令ヲ以テ指定スル物品ヲ保管スルコトヲ得

第二十七条 第十九条 連合農業倉庫業者ハ前二項ノ規定ニ依ル保管ニ支障ナキ場合ニ限り業務規程ノ定ムル所ニ依リ寄託ヲ受ケタル物品、農業協同組合、農業協同組合連合会、販売組合若ハ販売組合連合会ガ壳却スル穀物又ハ農林水産省令ヲ以テ指定スル營利ヲ目的トセザル法人ガ壳却若ハ壳却ノ斡旋ヲ為ス物品ヲ保管スルコトヲ得他ノ連合農業倉庫業者力本項ノ規定ニ依リ寄託ヲ受ケタル物品ニ付亦同シ

第二十八条 第十九条 前項ノ規定ニ依リ農林水産省令ヲ以テ指定スル營利ヲ目的トセザル法人ノ為ニ物品ノ保管ヲ為スコトヲ得ル連合農業倉庫業者ハ農林水産省令ヲ以テ之ヲ指定ス

第二十九条 第十九条 連合農業倉庫業者タルコトヲ得ス

第二十条 第十九条 連合農業倉庫業者ニ非サレハ連合農業倉庫業者タルコトヲ得ス

第二十一条 第十九条 連合農業倉庫業者タル農業協同組合連合会又ハ産業組合連合会ハ農業協同組合法又ハ産業組合連合会ニ非サル農業協同組合連合会又ハ産業組合連合会ハ農業協同組合法又ハ産業組合連合会ニ非サル者ノ為ニ之ヲ為スコトヲ得但シ第二条第四号乃至第六号ノ事業ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第二十二条 第十九条 前項農業協同組合連合会又ハ産業組合連合会ハ所屬会員ニ非サル農業協同組合、農業協同組合連合会ノ為ニスノ外附随トシテ所屬会員ニ非サル農業協同組合若ハ所屬組合若ハ所屬連合会ノ為ニスル事業ヲ目的ト為スコトヲ得

第二十三条 第十九条 前項農業協同組合連合会又ハ産業組合連合会ハ所屬会員又ハ所屬組合若ハ所屬連合会ニ非サル組合若ハ連合会又ハ農林水産省令ヲ以テ指定スル營利ヲ目的トセザル法人ノ為ニ之ヲ為スコトヲ得但シ第二条第四号乃至第六号（第二十六条第一項ノ規定ニ依リ準用）ノ事業ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第二十四条 第十九条 農業倉庫業者力寄託者又ハ農業倉庫証券ノ所持人及受寄物ノ質權者アル場合ニ於テハ其ノ質權者ノ承諾ヲ得テ其ノ受寄物ヲ連合農業倉庫業者ニ寄託シタル場合ニ於テハ其ノ寄託ニ因リ生シタル農業倉庫業者ノ権利義務ハ当初ノ寄託者又ハ農業倉庫証券ノ所持人ニ移転シ当初ノ寄託ハ将来ニ向テ其ノ効力ヲ失フ

第二十五条 第十九条 農業倉庫業者アル場合ニ於テ其ノ受寄物ノ保管期間ヲ更新スルコトヲ得ス

第二十六条 第十九条 農業倉庫業者アル場合ニ於テ其ノ受寄物ノ保管期間ヲ更新スルコトヲ得

第二十七条 第十九条 農業倉庫業者アル場合ニ於テ其ノ受寄物ノ保管期間ヲ更新スルコトヲ得

第二十八条 第十九条 農業倉庫業者アル場合ニ於テ其ノ受寄物ノ保管期間ヲ更新スルコトヲ得

第二十九条 第十九条 農業倉庫業者アル場合ニ於テ其ノ受寄物ノ保管期間ヲ更新スルコトヲ得

第三十条 第十九条 農業倉庫業者アル場合ニ於テ其ノ受寄物ノ保管期間ヲ更新スルコトヲ得

第三十一条 第十九条 農業倉庫業者アル場合ニ於テ其ノ受寄物ノ保管期間ヲ更新スルコトヲ得

第三十二条 第十九条 農業倉庫業者アル場合ニ於テ其ノ受寄物ノ保管期間ヲ更新スルコトヲ得

第三十三条 第十九条 農業倉庫業者アル場合ニ於テ其ノ受寄物ノ保管期間ヲ更新スルコトヲ得

第三十四条 第十九条 農業倉庫業者アル場合ニ於テ其ノ受寄物ノ保管期間ヲ更新スルコトヲ得

第三十五条 第十九条 農業倉庫業者アル場合ニ於テ其ノ受寄物ノ保管期間ヲ更新スルコトヲ得

第三十六条 第十九条 農業倉庫業者アル場合ニ於テ其ノ受寄物ノ保管期間ヲ更新スルコトヲ得

第三十七条 第十九条 農業倉庫業者アル場合ニ於テ其ノ受寄物ノ保管期間ヲ更新スルコトヲ得

第三十八条 第十九条 農業倉庫業者アル場合ニ於テ其ノ受寄物ノ保管期間ヲ更新スルコトヲ得

第三十九条 第十九条 農業倉庫業者アル場合ニ於テ其ノ受寄物ノ保管期間ヲ更新スルコトヲ得

第四十条 第十九条 農業倉庫業者アル場合ニ於テ其ノ受寄物ノ保管期間ヲ更新スルコトヲ得

第四十一条 第十九条 農業倉庫業者アル場合ニ於テ其ノ受寄物ノ保管期間ヲ更新スルコトヲ得

第四十二条 第十九条 農業倉庫業者アル場合ニ於テ其ノ受寄物ノ保管期間ヲ更新スルコトヲ得

第四十三条 第十九条 農業倉庫業者アル場合ニ於テ其ノ受寄物ノ保管期間ヲ更新スルコトヲ得

第二十四条 連合農業倉庫業者ハ其ノ受寄物ノ農業倉庫証券ナキ旨ノ農業倉庫業者ノ証明書又ハ前条第二項ノ規定ニ依リ裏書ヲ禁止セラレタル証券ト引換ニ非サレハ其ノ受寄物ノ連合農業倉庫証券ヲ交付スルコトヲ得ス。

第二十五条 前三条ノ規定ハ連合農業倉庫業者カ其ノ受寄物ヲ他ノ連合農業倉庫業者ニ寄託スル場合ニ之ヲ準用ス。

第二十六条 第二条、第三条、第六条乃至第九条、第十条第一項及第十一条乃至第十八条ノ規定ハ連合農業倉庫業者ニ之ヲ準用ス但シ第二条第六号中農業倉庫業者トアルハ農業倉庫業者又ハ連合農業倉庫業者、農業倉庫証券トシ第八条中農業倉庫証券トシ第八条中農業倉庫証券トス。

第二十七条 第一条第二項ノ規定ハ第十九条第一項及第二項ニ規定スル寄託物ニ之ヲ準用ス。

第二十八条 第十条第二項ノ規定ハ第十九条第一項又ハ第二項ニ規定スル寄託物ニ、同条第三項ノ規定ハ第十九条第三項ニ規定スル寄託物ニ之ヲ準用ス但シ連合農業倉庫業者カ第十九条第一項及第二項ノ規定ニ依リ寄託ヲ受ケタル第一条第二項ノ物品ニ付テハ此ノ限ニ在ラス。

第二十九条 本法中行政官庁トアルハ都道府県ノ区域ヲ超ユル区域ヲ地区トスル農業協同組合若ハ農業協同組合連合会又ハ都道府県ノ区域ヲ地区トスル農業協同組合連合会ガ農業倉庫業者又ハ連合農業倉庫業者タル場合ニ在リテハ農林水産大臣トシノ他ノ場合ニ在リテハ都道府県知事トスル農林水産大臣ノ権限ニ属スル事務ノ一部ハ政令ノ定ムル所ニ依リ都道府県知事ガ行フコトトスルコトヲ得本法ニ依ル農林水産大臣ノ権限ノ一部ハ農林水産省令ノ定ムル所ニ依リ地方農政局長ニ委任スルコトヲ得。

第三十条 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム。

附 則 (昭和九年三月一二日法律第三二号) 抄

第三十一条 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム。

附 則 (昭和一四年四月五日法律第六八号) 抄

第三十二条 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム。

附 則 (昭和一八年三月一一日法律第四六号) 抄

第三十三条 本法施行ノ期日ハ各規定ニ付勅令ヲ以テ之ヲ定ム。

附 則 (昭和二〇年一二月一二日法律第五八号) 抄

第三十四条 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム。

附 則 (昭和二十五年四月一日から施行する。昭和二八年八月一五日法律第二二三号) 抄

1 この法律は、昭和二十八年九月一日から施行する。

2 この法律施行前從前の法令の規定によりなされた許可、認可その他の処分又は申請、届出その他の手続は、それぞれ改正後の相当規定に基いてなされた処分又は手續とみなす。

3 この法律施行の際從前の法令の規定により置かれていた機関又は職員は、それぞれ改正後の相当規定に基いて置かれたものとみなす。

附 則 (昭和五三年七月五日法律第八七号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和六一年二月二六日法律第一〇九号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(その他の処分、申請等に係る経過措置)

第六条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第八条において同じ。)の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為(以下この条において「处分等の行為」という。)又はこの法律の施行の際に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為(以下この条において「申請等の行為」という。)でこの法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律の規定によりされる改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

附 則 (平成一一年七月一六日法律第八七号) 抄

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中地方自治法第二百五十条の次に五条、節名並びに二款及び款名を加える改正規定(同法第二百五十条の九第一項に係る部分(両議院の同意を得ることに係る部分に限る。)、第四十条中自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定(同法附則第十項に係る部分に限る。)、第二百四十四条の規定(農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。)並びに第四百七十二条の規定(市町村の合併の特例に関する法律第六条、第八条及び第十七条の改正規定に係る部分を除く。)並びに附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四項及び第五項、第七十三条、第一百五十七条第四項から第六項まで、第一百六十条、第一百六十三条、第一百六十四条並びに第一百二条の規定)公布の日

第二条 (国等の事務) この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務(附則第一百六十二条において「国等の事務」という。)は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

(処分、申請等に関する経過措置)

第三条 (この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第一百六十三条において同じ。)の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為(以下この条において「処分等の行為」という。)又はこの法律の施行の際に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為(以下この条において「申請等の行為」という。)で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により國又は地方公共団体の機関に對し報告、届出、提出その他の手續をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手續がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により國又は地方公共団体の相当の機関に對して報告、届出、提出その他の手續をしなければならない事項についてその手續がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

(不服申立てに関する経過措置)

第一百六十二条 施行日前にされた国等の事務に係る処分であつて、当該処分をした行政庁(以下この条において「処分庁」という。)に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁(以下こ

の条において「上級行政庁」という。)があつたものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(手数料に関する経過措置)
施行日前においてこの法律による改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の規定により納付すべきであつた手数料については、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)
施行日前においてこの法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(その他の経過措置の政令への委任)

第百六十三条 この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(検討)
新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

第二百五十二条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成一一年一二月二二日法律第一六〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。)、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

附 則 (平成一七年七月二六日法律第八七号) 抄
この法律は、会社法の施行の日から施行する。

附 則 (平成一八年六月二日法律第五〇号) 抄
この法律は、一般社団・財團法人法の施行の日から施行する。

附 則 (平成一三年六月二四日法律第七四号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附 則 (平成二七年九月四日法律第六三号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第二十八条、第二十九条第一項及び第三項、第三十条から第四十条まで、第四十七条(都道府県農業会議及び全国農業会議所の役員に係る部分に限る。)、第五十条、第一百九条並びに第一百十五条の規定 公布の日(以下「公布日」という。)

(政令への委任)
第一百五十五条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。